

10本の先進条例を制定し、神奈川県を変えます

1. 原発ゼロ

① 再エネ促進条例を改正 ▷ 「原発ゼロ基本条例」で、神奈川発の原発ゼロを進めます

- ・ 県の「再生エネルギー促進条例」を改正。「原発ゼロ基本条例」に改めます
 - 県内および国内全体の原発ゼロを目指す理念と、将来にわたって県内における原発立地・稼働を認めない方針を明確化する
 - 県内の再生可能エネルギーの発電量が電気消費量を上回る、「県のエネルギー自立」を目指すことを定める。（同様の条例案について、過去に島根県議会への直接請求事例あり）

① 県の姿を示す宣言を実施 ▷ 「原発ゼロ宣言」で、神奈川発の原発ゼロを進めます

- ・ 「原発ゼロ宣言」を議員提案で実施し、県のエネルギー政策のあり方を明確化します
 - 県内および国内全体の原発ゼロを目指す理念と、将来にわたって県内における原発立地・稼働を認めない方針を明確化する
 - 県内の再生可能エネルギーの発電量が電気消費量を上回る、「県のエネルギー自立」を目指すことを定める。

2. 共生社会

② 障がい者差別解消条例を制定 ▷ 障がい者への差別をなくします

- ・ 「障がい者差別解消条例」を制定し、全ての県民が平等に暮らせる社会を目指します。
 - 東京都では、同様の「障がい者差別解消条例」を制定済み
 - その他、近隣では、千葉県・茨城県などでも、同様の条例を制定済み

③ 人権尊重条例を制定 ▷ ヘイトスピーチやLGBT差別をなくします

- ・ 「人権尊重条例」を制定し、ヘイトスピーチと LGBT 差別への対策を進めます。
 - － 東京都では、同様の「人権尊重条例」を制定済み。
 - － ヘイトスピーチについては、公共施設の利用制限やネット上での拡散防止措置を定める。同様の条例は、大阪市が制定。川崎・名古屋・神戸が検討中
 - － LGBT については、性自認・性的指向を理由とした不当な差別を禁止する

④ 自殺対策条例を制定 ▷ 県民の命を守ります

- ・ 「自殺対策条例」を制定し、県の自殺対策を強化します。
 - － 県では、従来の「対策指針」を「対策計画」に格上げしたが、条例化でより踏み込むことができる
 - － 都道府県では、山梨県などに条例化の例。県内では、平塚市・相模原市が条例制定済み

6. 防災・防犯

⑤ 地震災害対策条例を改正 ▷ 「総合防災条例」に改め、豪雨災害まで全方位で備えます

- ・ 県の「地震災害対策推進条例」を改正。「総合防災条例」とします。
 - － 現行条例は地震に特化し、豪雨災害への対策はカバーされていない
 - － 三重県で、「地震対策推進条例」を「防災対策推進条例」にした事例あり

9. 子育て・教育

⑥ 虐待禁止条例を制定 ▷ 児童虐待を含め、あらゆる虐待の悲劇を食い止めます

- ・ 「子ども・子育て支援推進条例」を改正し、独立した虐待禁止条例を置きます。
 - － 県では、児童虐待に特化した条例はない。「子ども・子育て支援推進条例」で簡単に触れるのみであり、例えば、妊娠期からの切れ目のない支援や全戸訪問など、細かな施策を担保できていない

- 埼玉県では、平成 29 年に「虐待禁止条例」を制定。児童だけでなく、高齢者、障がい者への虐待について一本化して制定。虐待防止に向けた環境整備、情報共有体制などを、詳細に規定している

10. 介護・医療

⑦ 認知症対策条例を制定 ▶ 高齢でも安心できる街を作ります

- ・ 「認知症対策条例」を制定し、総合的な対策を行う体制を整えます。
 - 認知症については、県でも、認知症の方やご家族を支えるための取組を実施。県内には、例えば大和市の徘徊事故保険契約など、先進的な取組もある
 - 愛知県では、都道府県初となる、まちづくりまで含めた総合的な条例の制定を検討している。市町村では、大府市・神戸市などにこうした総合的な条例の例があり、予防や治療だけでなく、事故時の給付金支給などを規定している

⑧ がん克服条例を改正 ▶ 最新のがん対策を進めます

- ・ 県の「がん克服条例」を改正し、さらなる取組を進めます。
 - 県では、平成 20 年に「がん克服条例」を制定。その後 2 度にわたり改正
 - がん対策条例は多くの自治体で制定されている。県の現行条例と比較すると、例えば、在宅医療の推進、骨髄移植の促進、財政措置の努力義務など、県条例では規定されていない項目が見られる

その他

⑨ 公契約条例を制定 ▶ 建設業労働者の賃金確保を進めます！

- ・ 「神奈川県公契約条例」を制定し、公共工事受注者などの下限賃金を定めます。
 - 「公契約条例」の制定は全国の都道府県・市町村で進んでいる。県内でも、川崎市、相模原市、厚木市などで制定済み
 - 神奈川県としての公契約条例は、平成 26 年に議論が行われたが、賛成・反対論

が交錯し、結論は未定

⑩ 財政運営条例を制定 ▶ 県財政を健全化させます

- ・ 「財政運営条例」を制定し、財政の健全化を進めます。
 - － 県にも「中期財政見通し」はあるが、目指す姿や目標が曖昧で、県民目線でのガバナンスが十分に行き届いていない
 - － 条例で、県当局に対し、財政評価指標の設定や予算編成過程公表を義務付ける
 - － 都道府県では大阪府、県内市町村では横浜市で、同様の条例を制定済み

